

お客様各位

一定金額未満の口座解約手続きにおける印鑑不要のお取り扱い開始について

平素は興能信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、預金金額が1万円未満の普通預金口座等において、一定の条件を満たす場合は、届出印押印不要により解約ができるよう手続きを簡略化させていただきます。また、これに伴い、預金規定の改定を行いますので、併せてお知らせいたします。

なお、改定後の規定は改定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 一定金額未満の口座解約手続きにおける「届出印押印不要」について

取扱開始日	令和6（2024）年11月25日（月）
対象となるお客様	個人のお客様、個人事業主のお客様
対象となる口座	・普通預金口座（総合口座、決済性預金口座含む）、貯蓄預金口座、納税準備預金口座 ・預金残高が1万円未満の口座 ※上記2項目の条件を満たした口座が対象となります。
お手続きに必要な事項	・対象口座の預金者ご本人の来店 ・対象口座の預金通帳 ・マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付き本人確認書類
注意事項	下記の場合は、通常のお取り扱いとなります。 ◆預金残高が1万円以上の場合 ◆通帳を紛失されている場合 ◆借入の返済口座、総合口座で定期預金がある場合、投信・国債等の指定口座、出資の配当金受取口座、個人インターネットバンキングサービス等のサービス利用口座、後見支援預金、その他当金庫が定める所定の口座の場合（相続預金等）

2. 預金規定の改定

(1) 改定日

令和6（2024）年11月25日（月）

(2) 改訂する預金規定

流動性預金共通規定、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定

以上